

# 2024（R6）年 1 月 1 日～電子取引データの保存必須

2024（R6）年1月1日より、電子取引に伴う電子データ（注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書等）の保存が必須となります。

## 電子取引データの保存（全ての事業者が対象）

### 【制度の概要】

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、いわゆる「電子帳簿保存法」が制定され、2022（R4）年から電子化への取り組み状況・企業規模を問わず全ての企業に影響を与えるインターネット取引・EDI 取引等の「電子取引」に係る規定も強制的に適用されました。但し、新しい制度へスムーズに対応するため、電子取引であっても、電子データを「紙に印刷」して保存することが例外的に認められていました。しかし **2024（R6）年 1 月 1 日からの取引からは原則的な対応が必要**となり、**「電子取引データを保存せずに「紙に印刷」のみ」の対応は認められません。**

### 原則的な対応:

データ保存に係る「事務処理規程」を整備し、その規程に従った方法で「電子取引」に係る元データを一か所に集約し、検索出来る様に規則的なファイル名を付して保存する。

データファイルの名前については、例えば下記のように変更して保存

「日付\_取引先\_金額\_種類」⇒ 例: 20220104\_〇〇商事\_1,100,000\_請求書

※電子取引データを保存するためのシステム等を使用しない場合

今後は、**いかなる場合でも「電子取引データ」の保存は必須**であり、取引データを漏れなく保存しておくことが求められます。保存に際して、電子帳簿保存法に対応したシステムでの対応も推奨されます。また、データ保存後、別途紙に印刷して事務作業を行うことは妨げられていません。

### 【電子取引データの保存の趣旨】

従来「紙」の請求書等が発行されて「紙の原本」が、取引内容を証明するための重要な証憑書類として、整理し保存することが求められてきていました。電子取引では、取引の証明となるのは原則「電子取引データの原本」であり、「紙に印刷」したものは単なるコピーにすぎません。従来から「紙の原本のコピー」は、その過程で「改ざん」される可能性が高い為、証明資料としては認められていません。電子取引においても「コピー（紙への印刷）」は同様に扱われるため、「原本」となる資料（電子取引データ）の保存が必須です。



### 【猶予措置よりも原則的な対応を】

「猶予措置」も定められていますが、前提として電子取引データを全て保存し、更に印刷した資料を別途整理する手間を考慮すると、上記の「原則的な対応」の方が現実的な対応だと考えられます。

なお、単に経営者の信条（「電子取引の保存はしたくない」、「データを信用していない」等の主張）のみに基づく理由である場合等、何ら合理的な理由なく保存要件に従って電子データを保存していない場合には、猶予措置の適用は無いことにご注意下さい。

消費税に係るインボイス制度の適用（2023（R5）年 10 月 1 日～）から、各社がインボイス（請求書等）を電子化（Webサイトからのダウンロード等）しており、以前にもまして「電子取引」に接する機会が増えてきています。インボイス制度（消費税）では証拠資料としてのインボイス（請求書等）を取引の当事者が相互に保存することが求められていますので、原則的な対応をお願い致します。

※電子帳簿保存法については 2022 年 11 月の事務所通信（290 号）をご参照ください

### @ 11 月の予定

11/10・10月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

11/30・9月決算法人の確定申告

・3,6,12月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索



発行元／黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅籠町 3-1-4 食糧会館 3 階  
TEL 023-624-3519／FAX 023-624-3662／URL <https://kuronuma-ac.jp/>／E-Mail [info@kuronuma-ac.jp](mailto:info@kuronuma-ac.jp)